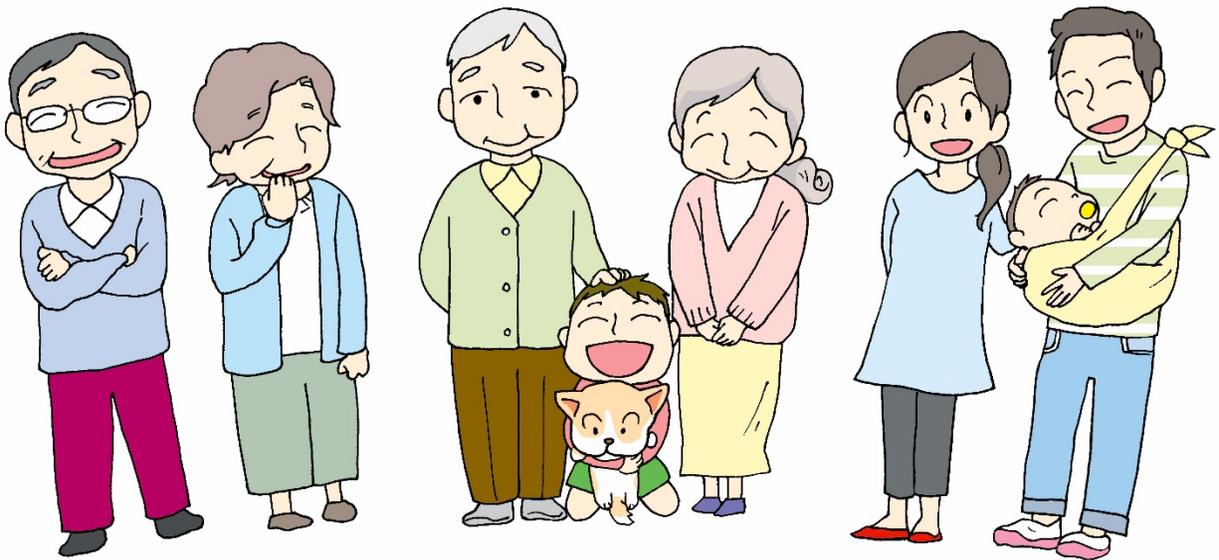


白 浜 町

第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画

【概要版】



令和6年3月

白 浜 町

◆ 計画の趣旨

白浜町では、高齢者の社会参加や現役世代の負担軽減を進めるため、介護予防の推進による健康寿命の延伸をはじめ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、住民一人ひとりが地域における生活上の課題を自分自身の問題としてとらえ、「人と人」「人と資源」が丸ごとつながり、安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

本計画においては、第8期計画で掲げた目標や具体的施策を検証し、85歳以上人口が急増し要介護高齢者が増加する一方で生産年齢人口が急減することが見込まれている2040年を見据えた、中長期的な計画とすることが求められています。

引き続き、白浜町に暮らすすべての高齢者が「ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま」の実現に向けて、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「白浜町第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画」を策定するものです。

◆ 計画の位置づけ

1. 法令等の根拠

本計画は、「老人福祉法」第20条の8及び「介護保険法」第117条の規定に基づき策定するものです。

◆ 老人福祉法 第二十条の八 ◆

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

◆ 介護保険法 第一百七条 ◆

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2. 上位計画及び他の計画との関係性

本計画は、「第2次白浜町長期総合計画」における高齢者福祉施策部門の個別計画に位置づけられます。また、「第4期白浜町地域福祉計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図るものとします。

◆ 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とする、令和8年度までの3か年を1期とする計画です。

(年度)

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2040
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	22
計画期間	第8期計画			第9期計画			第10期計画			第11期計画			
	2040年を見据えた取組												

◆ まちの課題の整理

1. 地域包括ケア体制の深化、推進

住まい・医療・介護・福祉・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築してきました。様々な生活課題が多様化している中で、地域のニーズを的確にとらえ、地域の自主性や主体性を活かしながら、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進していくことが重要となります。



2. 生きがいづくり、健康づくり、介護予防の推進

健康寿命の延伸や食生活の改善、健康づくり活動の拡大等に取り組みます。また、通いの場等の充実により高齢者の社会参加を推進し、生きがいをもって暮らし続けられるまちづくりを推進していく必要があります。



3. 認知症施策の推進

認知症となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民に対して認知症に対する正しい知識や接し方等について理解を深めていく必要があります。認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるまちづくりを目指し、「共生」と「予防」に取り組んでいくことが重要です。



4. 社会資源の充足

介護人材の不足や交通手段の確保、生活後退といった様々な課題が深刻化することが予想されることから、介護サービスだけでなく、住民参加や多様なサービス提供を通じて、地域の支え合いを強化し、社会資源の充実を図ることが必要です。



5. 地域福祉の充実

孤独・孤立を生まず、住民同士が協力し、助け合いの関係を築き、住民同士が世代や背景を超えてつながることができる、地域共生社会の実現を目指す必要があります。



6. 介護給付の適正化

高齢者の増加に伴い、介護サービス需要が拡大しています。介護保険制度を公平かつ安定的に継続させるために、要介護認定の適正化やケアプランの質向上、給付の適正化を図る必要があります。





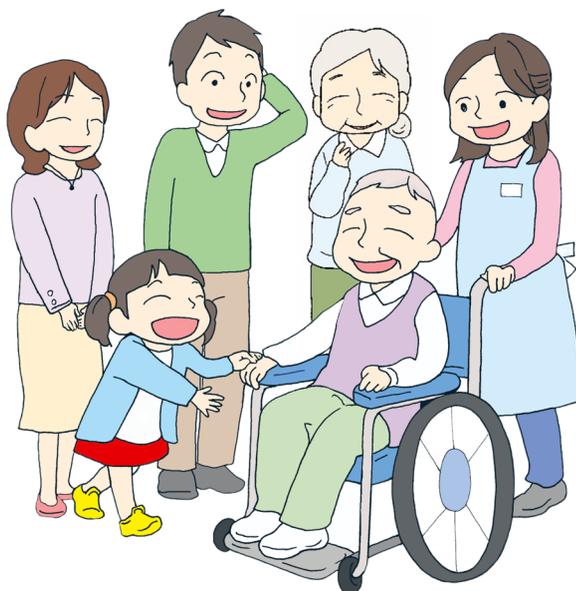
ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま



これまで、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年、現役世代が激減するとされている令和22年を見据えた長期的視点を持った計画として、「ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま」を基本理念に掲げ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができる地域づくりを進めてきました。本計画期間中に令和7年を迎え、さらに高まる介護ニーズや介護人材不足等に対応した持続可能な介護保険事業の運営が求められています。

高齢者一人ひとりが健康で元気な生活を送るためには、地域包括ケアシステムの強化を図るとともに、地域の人々のつながりを守り、生きがいをもった生活を送ることができるよう、高齢者福祉の充実を図るとともに、福祉意識の向上に努めていくことが重要となります。

これらの考えを踏まえ、引き続き「ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま」を基本理念として設定します。



◆ 計画の体系

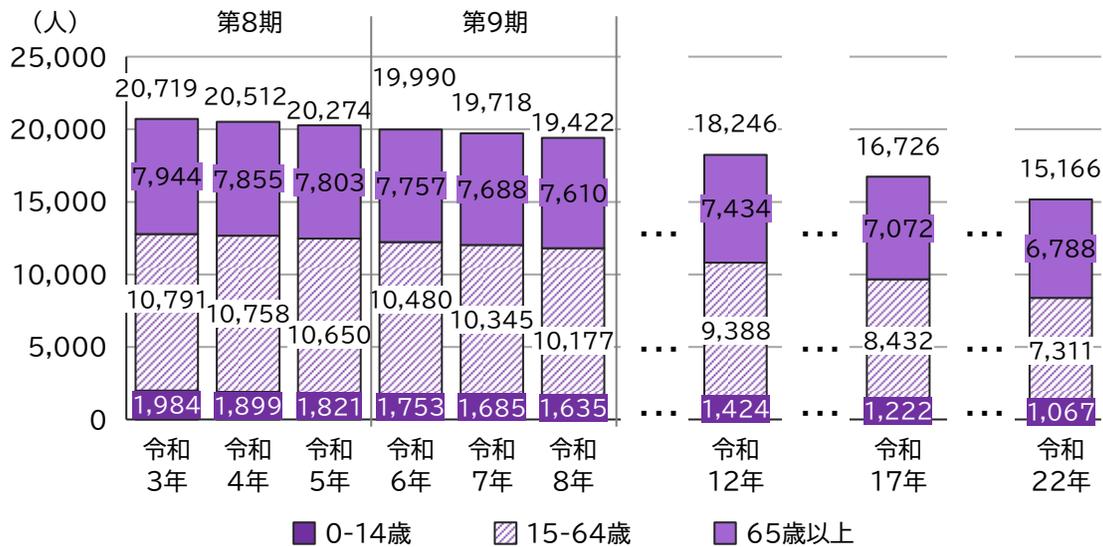
基本理念である「ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま」の実現に向けて、以下の3つを基本目標と位置づけ、計画を推進します。

基本理念	基本目標	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">元気に暮らし続けられるまち しらはま</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ともに支え合い、いきいきと</p>	<p>基本目標 1</p> <p>健やかに 暮らし続けられる まちづくり</p>	<p>施策 1 健康づくりと介護予防の推進</p> <p>(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p>
	<p>基本目標 2</p> <p>安心して 暮らし続けられる まちづくり</p>	<p>施策 2 安心して暮らせる環境の整備</p> <p>(1) 日常生活支援の推進 (2) 地域福祉活動の推進 (3) 高齢者の権利擁護の推進 (4) 防犯・防災等対策の推進 (5) 福祉施設サービス等の充実</p> <p>施策 3 地域包括ケアシステムの充実に向けた取組</p> <p>(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進</p> <p>施策 4 地域における自立した日常生活の支援</p> <p>(1) 生活支援体制整備事業</p> <p>施策 5 介護保険事業の適正運営</p> <p>(1) 給付適正化の推進</p>
	<p>基本目標 3</p> <p>生きがいをもてる まちづくり</p>	<p>施策 6 生きがいづくりと社会参加の促進</p> <p>(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と参加促進 (2) 高齢者の社会参加の促進</p>

◆ 将来推計

1. 人口の推移と将来推計

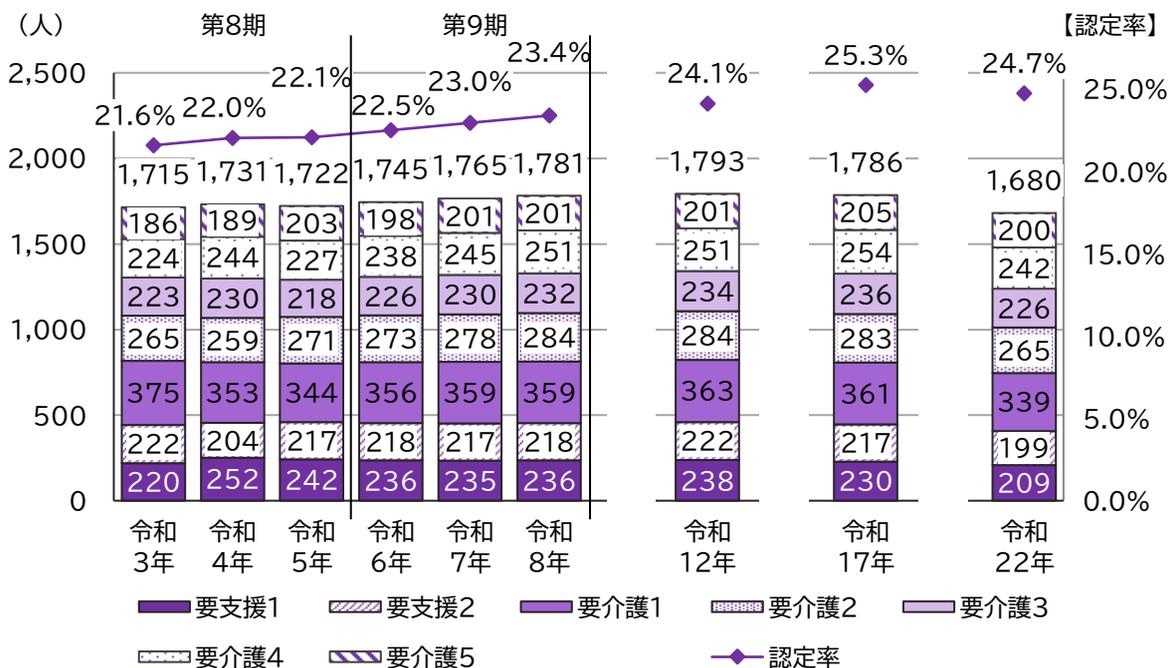
本計画期間（第9期）の総人口は令和6年に2万人を割込み、計画が満了する令和8年には19,422人となる見込みです。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には15,166人となる見込みです。



2. 要介護度別認定者の推移と将来推計

認定者数は後期高齢者数の増加に伴って増加傾向で推移し、計画が満了となる令和8年で1,781人となる見込みです。

人口は減少する一方、認定者数が増加することで認定率も増加傾向で推移し、令和8年では23.4%、令和17年の25.3%にかけて増加傾向で推移する見込みです。



◆ 保険料の算出

1. 第9期介護保険料

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準月額、7,200円となります。

(第8期：6,900円)

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	本計画	令和12年度	令和22年度
標準給付費見込額 (A)	3,090,784,077	3,129,470,974	3,163,472,281	9,383,727,332	3,201,582,085	3,044,532,065
地域支援事業費 (B)	145,176,897	149,127,893	150,281,583	444,586,373	147,422,922	142,139,690
第1号被保険者負担 分担相当額 (C) : (A+B) × 23.0%	744,271,024	754,077,739	762,163,389	2,260,512,152	803,761,202	828,534,656
調整交付金 (D)	104,513,606	102,369,257	103,814,507	310,697,369	94,448,950	95,072,612
財政安定化基金 (償還額) (E)	0	0	0	0	0	0
介護給付費準備基金 取崩額 (F)				172,000,000	0	0
予定保険料収納額 (G) : (C) + (E) - (D) - (F)				1,777,814,783	709,312,252	733,462,044
予定保険料収納率 (H)				98.30%	98.30%	98.30%
所得段階加入割合 補正後被保険者数 (I)				20,932人	6,749人	6,163人
保険料基準月額 (J) : (G) ÷ (H) ÷ (I) ÷ 12				7,200	8,909	10,090
保険料基準年額 (K) : (J) × 12				86,400	106,908	121,080

第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第5期では21%、第6期では22%、第7期は23%と年々負担割合は増加していましたが、第9期においては23%となります。

◆ 介護保険給付(施設等給付費を除く)

保険料		公費		
第1号	第2号	白浜町	県	国
23%	27%	12.5%	12.5%	25%

◆ 介護保険給付(施設等給付費)

保険料		公費		
第1号	第2号	白浜町	県	国
23%	27%	12.5%	17.5%	20%

◆ 地域支援事業(介護予防事業)

保険料		公費		
第1号	第2号	白浜町	県	国
23%	27%	12.5%	12.5%	25%

◆ 地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)

保険料	公費		
第1号	白浜町	県	国
23%	19.25%	19.25%	38.5%

◆ 介護保険料

本計画では、第1号被保険者の所得段階について保険料の弾力化を行い、14段階を基本とします。また、低所得者（町民税非課税世帯）の負担軽減措置として、公費による保険料の軽減を行います。

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.455 (0.285)	39,300円 (24,600円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.685 (0.485)	59,200円 (41,900円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で第1・2段階以外の人	基準額×0.690 (0.685)	59,600円 (59,200円)
第4段階	町民税課税世帯で、本人が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.900	77,800円
第5段階 (基準額)	町民税課税世帯で、本人が町民税非課税で第4段階以外の人	基準額×1.000	86,400円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×1.150	99,400円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が80万円を超え120万円未満の人	基準額×1.200	103,700円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.300	112,300円
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.500	129,600円
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.700	146,900円
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.900	164,200円
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.100	181,400円
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.300	198,700円
第14段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.400	207,400円

※括弧内の保険料は低所得者（町民税非課税世帯）の負担軽減措置として、公費による保険料の軽減実施後の保険料です。

白浜町第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画 概要版

発行 白浜町 民生課

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

TEL: 0739-43-6593 FAX: 0739-43-5353